



18歳から29歳までの投票立会人募集要項

1 募集目的

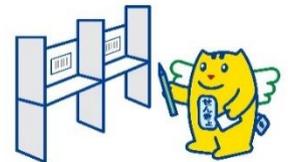
瑞穂町選挙管理委員会では、町内で行われる選挙において、地区推薦者の中から投票立会人を選任しています。この選任方法に加え、若い世代の有権者が積極的に選挙に参加できる機会を増やし、選挙制度への意識高揚及び啓発を図ることを目的として、18歳から29歳までの投票立会人を以下のとおり募集します（登録型）。

2 投票立会人とは

投票立会人は投票管理者（投票事務の最高責任者）の下で、投票が公正に行われるよう公益代表として投票事務全般について監視する役割を担っています。選挙ごとに、選挙権を有する方の中から本人の承諾を得て、選任されます。

3 投票立会人の主な仕事

- ①投票所の開閉に立ち会います。
- ②最初の選挙人（投票をしようとする人）が、投票箱に投票用紙を投入する前に、その人とともに、投票箱に何も入っていないこと及び投票箱の蓋の施錠確認に立ち会います。
- ③投票の手続（選挙人が投票所に入場し、投票用紙を投票箱に投入し、退場するまで）に立ち会います。
- ④投票時間終了後、投票箱の閉鎖に立ち会い、鍵の入った封筒に封印をします。
- ⑤投票録に署名、押印します。
- ⑥（当日投票所に限り）投票箱の開票所への送致に同行します。



4 投票立会人報酬額

投票立会い1回 12,000円/日

ただし、1回の従事時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,000円

※無投票（候補者の数とその選挙の定数を超えないときは、投票を行いません。）となった場合は、報酬の支給はありません。

※上記の金額から源泉所得税を控除し支給します。

※交通費の支給はありません。

※昼食及び夕食は、選挙管理委員会が用意します。



マツダくん



おとさん

5 期日前投票立会人

日 付	選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までのうち、希望する日
場 所	選挙管理委員会が指定した期日前投票所
参会時間	午前8時20分までに参会（遅刻厳禁）
投票時間	午前8時30分から午後8時まで
休憩時間	投票所の状況により交替で休憩（概ね1時間程度）
解散時間	期日前投票所を閉鎖し、各種確認作業が終了後に解散



6 当日投票立会人

日 付	選挙当日 ※選挙当日以外に、打合せ会に参加していただく必要があります。
場 所	選挙管理委員会が指定した投票所
参会時間	午前6時40分までに参会（遅刻厳禁）
投票時間	午前7時から午後8時まで
休憩時間	投票所の状況により交替で休憩（概ね1時間程度）
解散時間	投票所を閉鎖し、各種確認作業が終了後、投票立会人2人のうち1人は開票所まで投票箱を送致し、開票所で解散。もう1人は、投票所内の片付け終了後に解散。



7 投票立会人登録期間

18歳から29歳までの投票立会人は登録型となります。応募後は、瑞穂町選挙管理委員会事務局で応募者が登録要件を満たしているか確認し、登録抹消の事由に該当しない限りは、30歳に達するまで投票立会人候補者として登録されます。

8 投票立会人登録の抹消

投票立会人登録を抹消する事由は以下のとおりです。事由が発生したときは、速やかに抹消します。

- ①町外へ転出する等、登録要件に該当しなくなったとき
- ②抹消の意思表示（登録辞退の申出）があったとき
※ただし、抹消の意思表示があった場合でも、既に直近選挙の投票立会人に選任され、承諾しているときは、その職務終了日までは登録を継続します。
- ③30歳に達したとき
- ④瑞穂町選挙管理委員会にてこの事業（18歳から29歳までの立会人募集事業）を終了する、又は事業内容を変更する等して登録要件に該当しなくなったとき



9 応募要件

18歳から29歳までの瑞穂町の選挙人名簿登録者※1で、次のすべての条件を満たす方。選挙制度に関する知識や投票立会人の経験は問いません。

①公職選挙法第11条に規定する欠格事由に該当しない方

(欠格事由)

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)
- ・公職にある間に犯した刑法の罪(収賄罪、公職者あっせん利得罪等)により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ・法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

②特定の候補者の選挙運動・政治運動に関わっていない方

③特定候補者の親族ではない方

④瑞穂町暴力団排除条例(平成24年瑞穂町条例第1号)第2条第1号から第3号の規定(暴力団、暴力団員、暴力団関係者)に該当しない方

※1 選挙人名簿登録者とは、瑞穂町に住所を持つ満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日(他の区市町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3か月以上、瑞穂町の住民基本台帳に記録されている方のことです。

厳守事項

- ・投票に関する秘密はもとより、職務上知り得た秘密については、投票立会人としての職務終了後も一切他に漏らすことはできません。
- ・投票所内を撮影したり、SNSなどに投稿をすることはできません。
- ・投票所内の秩序を乱す言動は、慎んでください。
- ・従事するに当たっては、町職員及び投票管理者の指示に従ってください。



留意事項



- ・長時間の立会いになるため、体調に不安のある方の応募はご遠慮ください。
- ・従事している間は、トイレに行くなどやむを得ない場合のほかは、投票所から出ることはできません。
- ・従事場所(投票所)への送迎はありません。
- ・従事日の調整は希望を基に行いますが、調整が困難と判断したときは、お断りする場合があります。
- ・従事する際の服装は、選挙人が不快と感じないよう投票立会人にふさわしい服装でお願いします。



10 投票立会人選任までの流れ

①「投票立会人登録申請書」を瑞穂町選挙管理委員会に提出する。



②瑞穂町選挙管理委員会で要件を満たしているか確認後、「投票立会人候補者」として登録される。
※登録決定通知等はありません。確認したい事項等があるときは、瑞穂町選挙管理委員会から連絡します。



③選挙期日が決定した後、瑞穂町選挙管理委員会から投票立会人の依頼について（希望日調査）通知が届く（急に選挙が実施される場合は、電話で連絡する場合があります。）。



④投票立会いが可能な日を瑞穂町選挙管理委員会へ回答する。



⑤回答後、瑞穂町選挙管理委員会から投票立会人決定の通知（選任通知）が届く。



⑥打合せ会等があるときは出席する。



⑦投票立会人として投票所で立ち会う。

※選任通知と印鑑を持って、定められた時刻までに投票所へ来てください。やむを得ない事情があって、投票所に来られないときは、速やかに選挙管理委員会へ連絡をしてください。



11 応募方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入し、瑞穂町選挙管理委員会事務局まで提出してください。

登録のためにご提供いただいた個人情報につきましては、厳重に管理し、投票立会人の選任に係る事務にのみ使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

配布場所：投票立会人登録申請書は、瑞穂町選挙管理委員会事務局に備えてあるほか、瑞穂町ホームページからダウンロードができます。

応募期限：随時受付

提出方法：窓口へ直接持参又は郵送

窓 口：瑞穂町選挙管理委員会事務局（瑞穂町企画部総務課内）

所在地 〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電 話 042-557-0614（直通）

